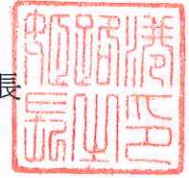




五 姫 交 第 108 号  
平 成 25 年 7 月 9 日

各 位

姫 路 港 長



姫路港みなと祭海上花火大会等に伴う、航泊禁止について

標記について、姫路港飾磨区第1区の海上において、第35回姫路みなと祭に伴う「花火大会」などが実施されることから、別添のとおり船舶の航泊を禁止することとしたので、関係者に対し周知方お願いします。

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したので、第37条第2項の規定により、公示する。

平成25年7月9日

姫路港長



姫路港みなと祭海上花火大会等に伴う、航泊禁止について

姫路港飾磨区第1区の海上において、第35回・姫路みなと祭に伴う「海上花火大会」など(以下、「行事」という。)が実施されるため、下記のとおり一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、当該行事に従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く。

なお、雨天などにより行事を実施できない場合には、航泊の禁止を解除する。

記

1 期間

平成25年7月27日(土)午後6時20分から午後8時45分ころの花火打揚げ終了時までの間

(雨天などにより行事が実施できない場合は、翌28日の同時間帯)

2 区域

次のイ点とロ点を結ぶ線、基点とハ点を結ぶ線及び岸壁・護岸により囲まれた海域

基点 姫路港飾磨区第1区、飾磨東第二防波堤灯台

イ点 基点から23度 1,160メートルの地点(護岸上)

ロ点 イ点から119度 90メートルの地点(小中島波除堤 先端)

ハ点 基点から298度 280メートルの地点(護岸上)

3 その他

(1) 航泊禁止区域を明示するため、別図のとおり標識灯(単閃黄光、毎4秒1閃光、光達距離6km)3基及び灯浮標(単閃黄光、毎4秒1閃光、光達距離6km)1基が設置されている。

(2) 周辺海域には、警戒船5隻が配備されている。

(3) 1530ごろから、航泊禁止区域の中央部に花火打揚げ台船が係止されている。



基点 飾磨東第二防波堤灯台

イ点 基点から23度 1,160メートルの地点(護岸上)

ロ点 イ点から119度 90メートルの地点(小中島波除堤 先端)

ハ点 基点から298度 280メートルの地点(護岸上)

凡例

● 標識灯 (黄色、4秒1閃・光達距離6キロメートル)

● 灯浮標 (黄色、4秒1閃・光達距離6キロメートル)

◀ 警戒船